

一般会計

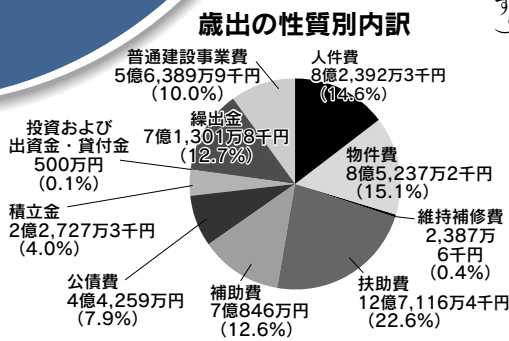
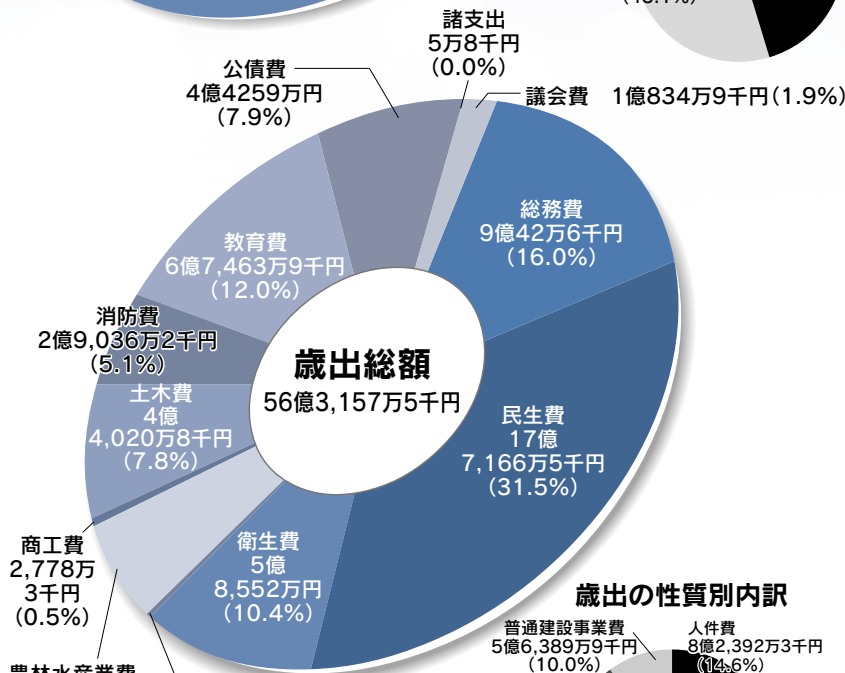
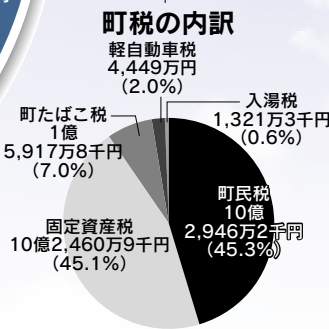
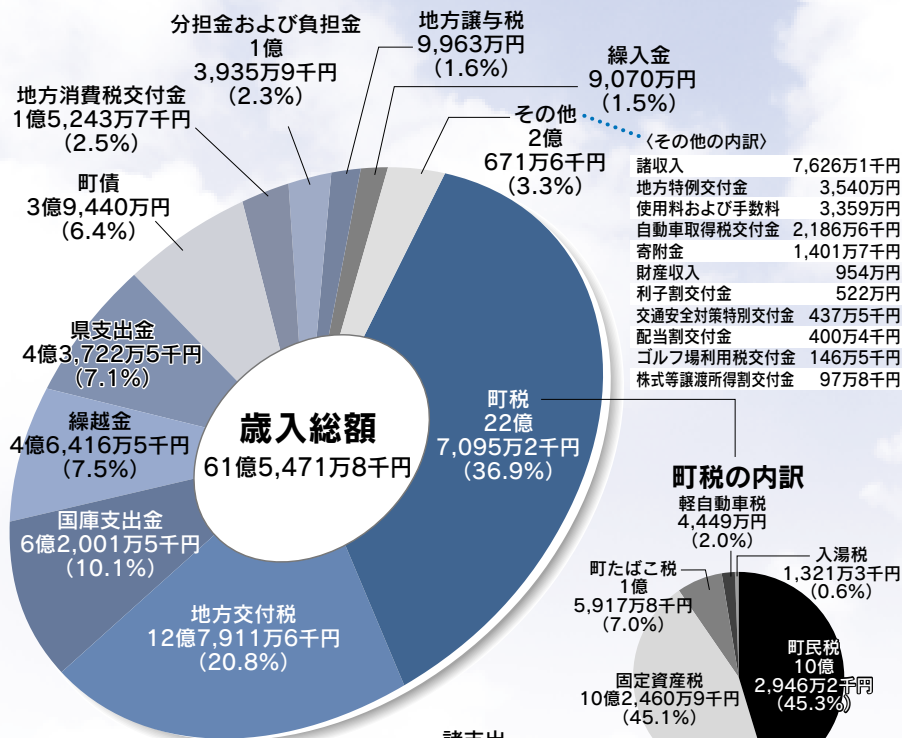
一般会計とは、町の基本的な事業経費を経理するものです。

平成23年度決算をお知らせします

歳入決算額 61億5,471万8千円
 歳入決算額 61億5,471万8千円
 歳出決算額 56億3,157万5千円

平成23年度の決算が9月定例議会で認定されました。町民の皆さんに納めていただいた税金や、国や県からのお金がいくら入り、どのように使われたのかなどのあらましをお知らせします。

一般会計の歳入総額は61億5,471万8千円で前年比0.1%の減、歳出総額は56億3,157万5千円で前年比1.2%の減、歳入歳出差引額は5億2,314万3千円でした。(千円未満の金額は、端数調整しています。)



町有財産の状況	土地	建物	出資による権利	基金	自動車	消防自動車
	1,943,163㎡	48,249㎡	1億4,092万9千円	31億5,566万8千円	41台	6台

特別会計

特別会計とは、特定の歳入を特定の歳出に充てる場合など、一般会計と分けて経理するものです。

特別会計の決算

特別会計名	歳入額	歳出額	差引残額
学校給食事業	1億198万円	1億158万7千円	39万3千円
公共下水道事業	3億6,281万8千円	3億5,791万8千円	490万円
国民健康保険事業	20億4,013万4千円	19億9,674万9千円	4,338万5千円
農業集落排水事業	1億9,465万1千円	1億9,455万1千円	10万円
住宅新築資金等貸付事業	944万6千円	944万6千円	0円
介護保険事業	9億9,833万4千円	9億8,495万8千円	1,337万6千円
後期高齢者医療事業	1億2,639万9千円	1億2,446万1千円	193万8千円

水道事業会計の決算

収益的収支	差引残額△2,342万1千円
収入 3億6,432万4千円	
支出 3億8,774万5千円	
資本的収支	差引残額△9,761万5千円
収入 2億663万円	
支出 3億424万5千円	

借入金元金残高	15億5,976万円
借入先内訳	財務省財政融資資金…10億6,581万3千円 公営企業金融公庫…4億9,394万7千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,761万5千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額431万1千円、過年度分損益勘定留保資金9,330万4千円で補てんした。

町債(借入金)

町債とは、まちの借金を表します。町民皆さんが住みよい町づくりをすすめる上で、大規模な建設工事などの財源に充てるため国や銀行などから借り入れています。

住みよい町づくりのための建設工事などの財源に充てるため、町債を借り入れています。町債の総額は、平成23年度末現在で105億4,005万3千円です。これを一世帯当たりで換算すると155万3千円で、町民一人当たりでは53万3千円となります。

一般会計 町民1人当たりの決算額

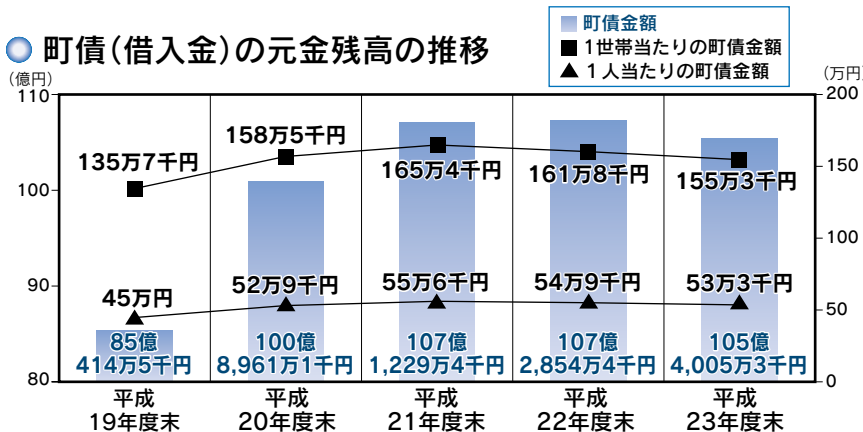
歳入 311,379円	
町税	114,892円
地方交付税	64,713円
国庫支出金	31,368円
町債	23,483円
県支出金	22,120円
分担金および負担金	19,953円
地方消費税交付金	7,712円
繰越金	7,050円
繰入金	5,041円
地方譲与税	4,589円
諸収入	3,858円
地方特例交付金	1,791円
使用料および手数料	1,699円
自動車取得税交付金	1,106円
その他	2,004円
計	311,379円

町債(借入金)の元金残高(公営企業を含む町の全事業会計)

会計名	平成23年度末現在高
一般会計	52億2,476万9千円
公共下水道事業	23億8,376万4千円
農業集落排水事業	13億6,346万8千円
住宅新築資金等貸付事業	829万2千円
水道事業会計	15億5,976万円
合計	105億4,005万3千円
○一世帯当たり	155万3千円
○一人当たり	53万3千円

※人口：19,766人 世帯数：6,788世帯 (平成24年3月31日現在)

町債(借入金)の元金残高の推移



※平成19年度末の金額には、水道事業会計の町債(借入金)が含まれていません。

歳出 284,912円	
民生費	89,632円
総務費	45,554円
教育費	34,131円
衛生費	29,623円
公債費	22,391円
土木費	22,271円
農林水産業費	18,930円
消防費	14,690円
議会費	5,482円
商工費	1,406円
労働費	799円
諸支出金	3円
災害復旧費	0円
計	284,912円

公表します

吉岡町の財政指標

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
23年度	—	—	8.9	25.1
対前年度	—	—	0.1%	△14.8%
早期健全化基準	(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)

備考：実質赤字額がない場合「—」を記載

(2) 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
公共下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

備考：資金不足がない場合「—」を記載

用語解説

(1) 「実質赤字比率」

福祉、教育、まちづくりなどをを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。吉岡町において実質赤字額はありませぬ。

(1) 「連結実質赤字比率」

一般会計および特別会計すべての赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。吉岡町において連結実質赤字額はありませぬ。

(1) 「実質公債費比率」

地方公共団体の長期の借入金（地方債）を、この元金を

地方公共団体財政健全化法が平成21年4月から全面施行されました。各地方公共団体は、健全化判断比率として①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の各比率と、公営企業の資金不足比率を、監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表することになりました。各指標の平成23年度決算における比率をお知らせします。

および利息の支払いを公債費といえます。この公債費や公債費と似た性質を持つ経費が、一般財源（使用道が特定されることなく、町が自由に使える財源）のうちどのくらいの割合を占めているのかを指標化したものが「実質公債費比率」です。この比率は、過去3カ年分の比率の平均値を用いることと決まっています。この比率が低ければ低いほど公債費などの支払いが減少し、その他の様々な事業に使える財源が多くなります。吉岡町の比率は8.9%（対前年度+0.1%）です。早期健全化基準は25.0%とされています。

の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうか示すのが「将来負担比率」です。吉岡町の比率は25.1%（対前年度△14.8%）です。早期健全化基準は350.0%とされています。

(2) 「資金不足比率」

公営企業（上水道、下水道事業）の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入などの規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものが「資金不足比率」です。吉岡町において資金不足はありません。

●「早期健全化基準」

基準以上となった場合、財政運営の健全化を図るための計画策定など、様々な制約が課せられます。

(1) 「将来負担比率」

地方公共団体における借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担金など